

広島連帯ユニオン規約

2004年5月現在

広島連帯ユニオン

広島連帯ユニオン規約

第1章 総 則

第1条（名称と所在地）

この組合は広島連帯ユニオン（略称・連帯ユニオン）と称し、事務所を広島市安佐南区八木4丁目2番5号に置く。

第2条（法 人 格）

この組合は法人とする。

第3条（構 成）

この組合は組合の規約と方針に賛同する次の者をもって構成する。

1. 企業や本工、下請け、パートの違いを問わず広島県及びその近傍で働きまたは居住する労働者
2. 従業員としての身分を奪われることを、組合が認めない者
3. 組合の大会が組合員と認めた者

第4条（目 的）

この組合の目的は次のとおりとする。

1. 労働運動の階級的発展をはかること
2. 労働者のさまざまな差別と抑圧に反対し、連帯を強化すること
3. 組合員の権利を拡大し生活と労働条件を向上させること
4. 組合員の社会的、経済的地位を向上させること
5. 相互扶助の精神で組合員の日常の困難を協力して解決すること

第5条（事 業）

この組合は前条の目的達成のため次の事業を行なう。

1. 労働者の権利の確立と拡大のための事業
2. 労働条件の維持、改善のための事業
3. 労働者の日常生活上の相談に応じ、解決のための事業
4. 地域労働者との連帯と共闘の強化、未組織労働者の組織化のための事業
5. 年金労働者、老人問題への取組と事業
6. 部落、女性、障害者に対するあらゆる差別と抑圧に反対しその解放のための事業
7. 労働者の国際連帯を強化するための事業
8. 組合員の福利と教育文化のための事業
9. 組合員と家族の相互扶助と共済を推進するための事業
10. 組合員と家族の連帯と親睦を深めるための事業
11. 組合員を拡大するための事業
12. その他目的達成のための事業

第2章 組 織

第6条（加 盟）

組合の方針と規約を承認し組合に加入しようとする者は執行委員会の承認を得て組合員の資格を得る。但し、使用者の利益を代表するもの（労働組合法第2条但し書き第1号に該当するもの）は組合員になれない。加入の日付けは執行委員会が承認した日とする。

第7条（脱 退）

組合を脱退しようとする者は脱退届けを執行委員会に提出しなければならない。

脱退の日付けは脱退届け提出の日とする。

第8条（組合員の平等）

組合員は組合のすべての問題に参与する権利と均等の取り扱いを受ける権利を持つ。何人もいかなる場合でも思想、信条、人種、宗教、性別、門地、又は身分により差別されたり、組合員たる資格を奪われるようなことはない。

第9条（組合員の任務）

組合員は規約およびすべての機関の議決を守り積極的に組合活動に参加しなければならない。

第10条（組合員の権利と義務）

組合員はすべて平等であり、次の各項の権利と義務がある。

1. 選挙権及び被選挙権
2. 組合のことに對するの発言権、議決権及び会議開催を要求する権利
3. 組合のすべての行動に参加し、又組合の利益を受ける権利
4. 組合のすべての役員を職場に呼び、又批判する権利
5. 組合役員を罷免する権利
6. 組合の議事録、會計帳簿を閲覧する権利
7. 支持する政党を自由に選び自由に選挙運動をする権利
8. 組合の方針、規約及び諸機関の決定に従う義務
9. 組合費その他の分担金を納入する義務

第3章 機 関

第11条（機 関）

この組合に次の機関を置く。

1. 大会
2. 執行委員会

第12条（大会の構成と開催）

大会はこの組合の最高議決機関であつて年1回定期に、又必要に応じて臨時に開催する。その構成は役員と代議員とし、召集は執行委員会の議を経て、執行委員長が行う。

第13条（大会の付議事項）

大会は次の事項を審議決定する

1. 上部団体への加入と脱退
2. 運動方針
3. 予算及び決算
4. 組合役員を選出
5. ストライキ権の確立
6. 組合規約の改正
7. 組合員の表彰と制裁
8. 組合費及び臨時組合費の徴収
9. 組合役員任期
10. 組合役員を罷免
11. 組合の解散
12. 執行委員会が必要と認めた事項

第14条（代議員の選出）

大会代議員は支部ごとに、別表による割合で組合員の直接無記名投票により選出する。

組合員数	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	以下5名増 すごとに
代議員数	2	4	6	8	10	2名増

第15条（代議員の代理と委任）

代議員の代理と委任は、病気その他正当な理由がなければ認めない。委任を受けるのは一代議員一人とする。前項の場合、代理は支部の証明を、委任は委任状を提出しなければならない。

第16条（執行委員会の構成と開催）

執行委員会は大会に次ぐ議決機関であつて1ヶ月に1回、又は必要に応じて開催する。執行委員会は執行委員で構成し、召集は執行委員長が行なう。

第17条

執行委員会は次の事項を審議決定するとともに諸機関の決議を執行する。

1. 大会の審議事項以外の事項
2. 大会で審議する議案
3. 大会から付託された事項

第18条（会議の臨時開催）

大会及び執行委員会を臨時に開催するときは次の基準による。

- (1) 大会の場合
 1. 組合員の三分の一以上の請求があった場合
 2. 執行委員会が必要と認めた場合
- (2) 執行委員会の場合
 1. 執行委員の三分の一以上の請求があった場合
 2. 執行委員長が必要と認めた場合

第19条（会議の成立・議決）

組合のすべての会議は構成員の三分の二以上の出席によって成立し、議決は第13条(4)、(6)、(11)項を除き出席者の過半数をもって行う。

第20条（議長）

会議の議長は次のとおりとする。

- 大会—構成員によってそのつど互選
- 執行委員会—執行委員長

第21条（役員）

この組合に次の役員をおく。

執行委員の任務分担は執行委員会の互選とする。

- | | |
|--------|-----|
| 執行委員長 | 1名 |
| 副執行委員長 | 若干名 |
| 書記長 | 1名 |
| 執行委員 | 若干名 |
| 会計監査 | 2名 |

第22条（役員の任務）

組合の役員は次の任務をもつ。

1. 執行委員長はこの組合を代表しすべての業務を統括する
2. 副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長事故のあるときはこれを代行する
3. 書記長は日常業務を統括する
4. 執行委員は組合業務の執行に当たり専門部、支部を担当する

第23条（役員の選出と任期）

役員は大会で定員不完全連記、代議員の直接無記名投票により選出する、その任期は定期大会までの1ヵ年とする。但し、執行委員に限って大会の決定によりその任期を延長することができる。欠員が生じたときは補充し、任期は前任者の残りの期間とする。

第24条（兼任の禁止）

役員は代議員を兼任することは出来ない。

第25条（専門部）

執行委員会の議を経て組合に専門部をおく。

第26条（支部）

この組合は職場、地域または職種ごとに執行委員会の議を経て支部をおき支部の自主性を尊重する。組合員の支部所属は執行委員会が決定する。

第4章 ストライキ

第27条（ストライキ）

組合のストライキ権は組合員の直接無記名投票による過半数の議決により確立し、この議決により行使する。

第5章 財 政

第28条 (財 政)

組合の財政は、組合費、事業収入、寄付金などで運営する。

第29条 (組合費)

組合費及び臨時組合費は大会で決定する。納入された組合費は理由の如何にかかわらず返還しない。

第30条 (組合費の減免)

特別の事情のある者は執行委員会の議を経て組合費を減額または免除される。

第31条 (監 査)

組合の会計は常に正確を期するため会計監査が監査するとともに、すべての財源及び使途、主要な寄付者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は組合員によって委嘱された職業的に資格のある会計監査人による正確であることの証明書とともに、年1回開催される定期大会を通じて全組合員に公表する。

第32条 (会計年度)

この組合の会計年度は毎年9月1日より8月31日までの1年間とする。

第6章 表彰と制裁

第33条 (表彰と制裁の決定)

組合で次のような行為があった場合は、執行委員会の議を経て大会にはかり表彰または制裁を行うことができる。

1. 組合の発展に貢献し、功労があった者の表彰
2. 組合の規約、議決などに従わず、その規律を著しく乱し、組合に重大な不利益をもたらした者の制裁

第34条 (制裁の区分)

前条第2項の制裁は除名、権利停止、勧告に分ける。

第35条 (弁明の機会)

制裁にあたっては本人に弁明の機会が与えられる。

第7章 附 則

第36条 (規約改正)

この規約の改正は組合員の直接無記名投票による全組合員の過半数の支持を必要とする。

第37条 (解 散)

この組合の解散は組合員の直接無記名投票による全組合員の4分の3以上の支持を必要とする。

第38条 (匿名組合員)

この組合には匿名でも加入できる。

第39条 (支部規約)

支部規約はこの規約に準じて作成し、執行委員会の承認を得なければならないただし支部規約に疑義が生じたときは、この規約が優先する。なお支部規約の発効は支部が決定した日にさかのぼる。

第40条 (発 効)

この規約は1989年7月15日より効力を発する。

備 考

改 正 1989年10月24日

改 正 1996年 9月20日

改 正 2001年11月18日

改 正 2004年 4月 2日